資料７

かかりつけ医機能報告について
（堺市二次医療圏）

１．かかりつけ医機能報告制度について（令和７年４月施行）

【制度概要】

○かかりつけ医機能報告制度は、地域で必要とされるかかりつけ医機能の充実強化を図り、国民の医療機関の選択に資する情報を提供することを通じて、国民・患者にとって医療サービスの向上につなげることをめざすもの。

○各医療機関からの報告を受けて、地域で協議を行い、必要な対応・方策を検討する。

【対象医療機関】

特定機能病院及び歯科医療機関を除く、病院及び診療所の管理者

【報告項目】

＜１号機能＞日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能…対象：全てのかかりつけ医機能報告対象機関

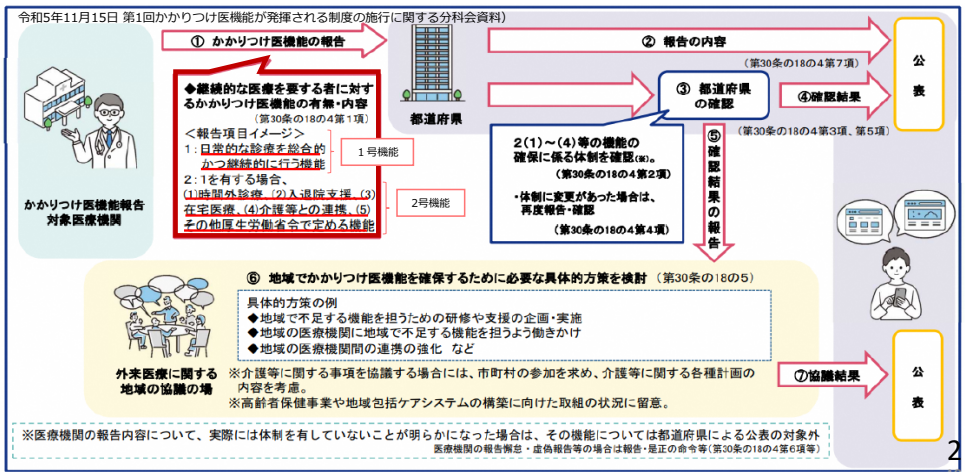
＜２号機能＞時間外診療、入退院時支援、在宅医療の提供、介護サービス等と連携した医療提供、その他…対象：１号機能を有する医療機関

【報告率】

府算出の報告状況（令和８年４月１日17時時点）

	病院	診療所	計
対象機関	493	8,954	9,447
報告済み機関	488	7,685	8,173
報告率	**99.0%**	**85.8%**	**86.5%**

※報告内容については、医療情報ネットにて公表。
また、府ホームページにおいても一覧表を公表予定。



2．協議について

○今年度より、毎年度、かかりつけ医機能報告の報告結果を基に、地域の協議の場で協議を行うこととされている。
○大阪府では、これまでも、病院連絡会等では入退院時支援に関して、在宅医療懇話会では在宅医療の推進に関して、課題や取組について協議を行ってきた。
○今後も、かかりつけ医機能報告の報告結果のデータも活用しながら、引き続き、これらの協議を進めていく。

＜本報告結果を活用した協議＞

○**「入退院時支援」「地域医療」等については、主に病院連絡会や保健医療協議会において協議を行う。**

・第２次地域医療構想で取り組む「医療機関の役割分担・連携の促進」に向けて、医療機関における入退院の円滑化に向けた取組（連携パス）等、本報告結果も必要に応じ活用。

・休日・夜間急病診療所や産業医、学校医、予防接種等の「地域医療」については、協力する医師の継続的な確保が必要。そのため、各医療機関に対し、地域医療への協力を促していく必要がある。その際、本報告結果も適宜活用。

○**「在宅医療の提供」、「介護サービス等と連携した医療提供」については、主に在宅医療懇話会において協議を行う。**

・第２次地域医療構想に新たに位置づける、「介護との連携」に関しては、本報告結果や、介護保険施設等における協力医療機関の設定状況等をもとに、連携体制の構築に向けた検討を行う。

3．分析結果概要

【１号機能】（５～９ページ）
○１号機能「**日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能**」について、**圏域における「有り」の割合は61%**（府：58%）
○「**『具体的な機能』『報告事項』に係る院内掲示による公表**（１号機能の必須要件）」について、**圏域における「有り」の割合は63%**（府：60%）
○「**医療に関する患者からの相談に応じることができること**（１号機能の必須要件）」について、**圏域における「可能」の割合は78%**（府：76%）
○「**一次診療の対応ができる領域**（１号機能の必須要件）」について、**圏域では「消化器系領域」が最多**（府でも同様）

【２号機能】

＜通常の診療時間外の診療＞（10～12ページ）
○「**休日夜間急患センター等に参加**」について、**圏域における「有り」の割合は28%**（府：22%）
○「**平日深夜帯における自院での診療時間外対応**」について、**圏域における「有り」の病院は35機関、「有り」の診療所は217機関**

＜入退院時の支援＞（13～14ページ）
○「**自院又は連携による後方支援病床の確保**」について、**圏域における「有り」の割合は27%**（府：24%）
○「**地域の入退院支援ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況**」について、**圏域における「有り」の割合は28%**（府：19%）

＜在宅医療の提供＞（15～16ページ）
○「**訪問診療の実施状況**」について、**圏域における「有り」の割合は36%**（府：35%）
○「**在宅患者に対する往診体制の確保状況**」について、**圏域における「有り」の割合は40%**（府：39%）

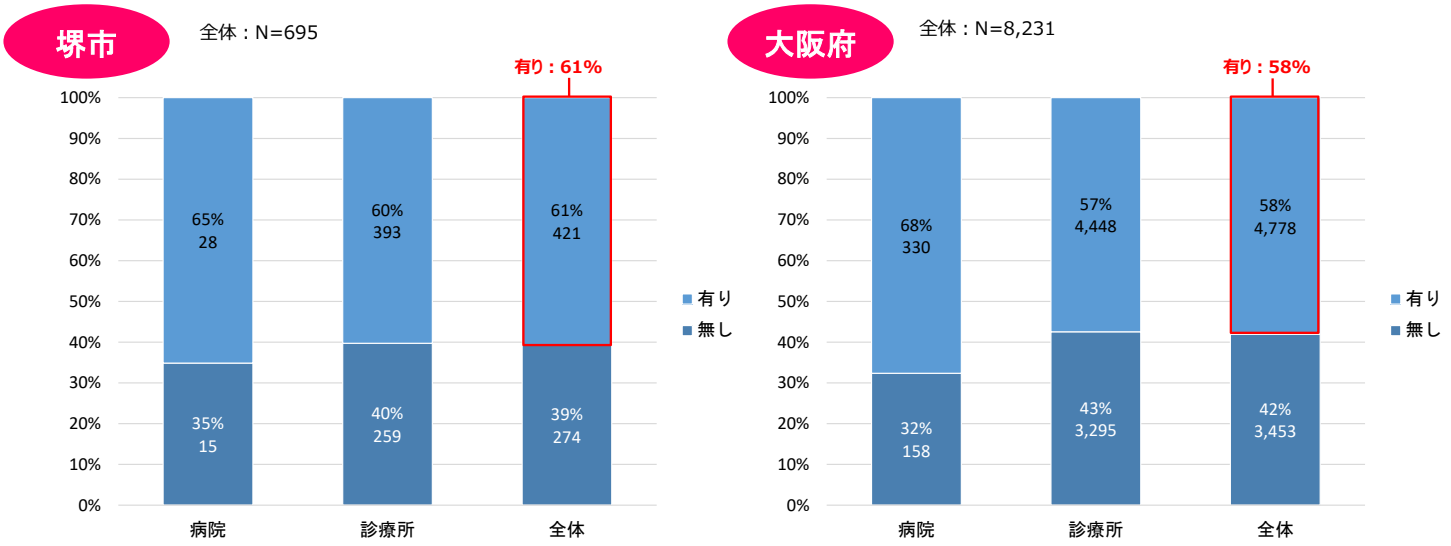
＜介護サービス等と連携した医療提供＞（17～18ページ）
○「**介護保険施設等における医療の提供体制**」について、**圏域における「有り」の割合は24%**（府：24%）
○「**人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン等を踏まえた適切な意思決定支援に関する指針策定の状況**」について、**圏域における「策定済」の割合は22%**（府：18%）

【その他（地域医療等）】（19～20ページ）
○「**定期予防接種の実施状況**」について、**圏域における「有り」の割合は69%**（府：70%）
○「**学校医・園医の実施状況**」について、**圏域における「有り」の割合は34%**（府：37%）
○「**産業医の実施状況**」について、**圏域における「有り」の割合は25%**（府：24%）

４．令和７年度かかりつけ医機能報告結果【１号機能　日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能 】

○圏域における「有り」の割合は61%、大阪府における「有り」の割合は58%となっている。

●1号機能（日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）の有無 <自動判別項目>



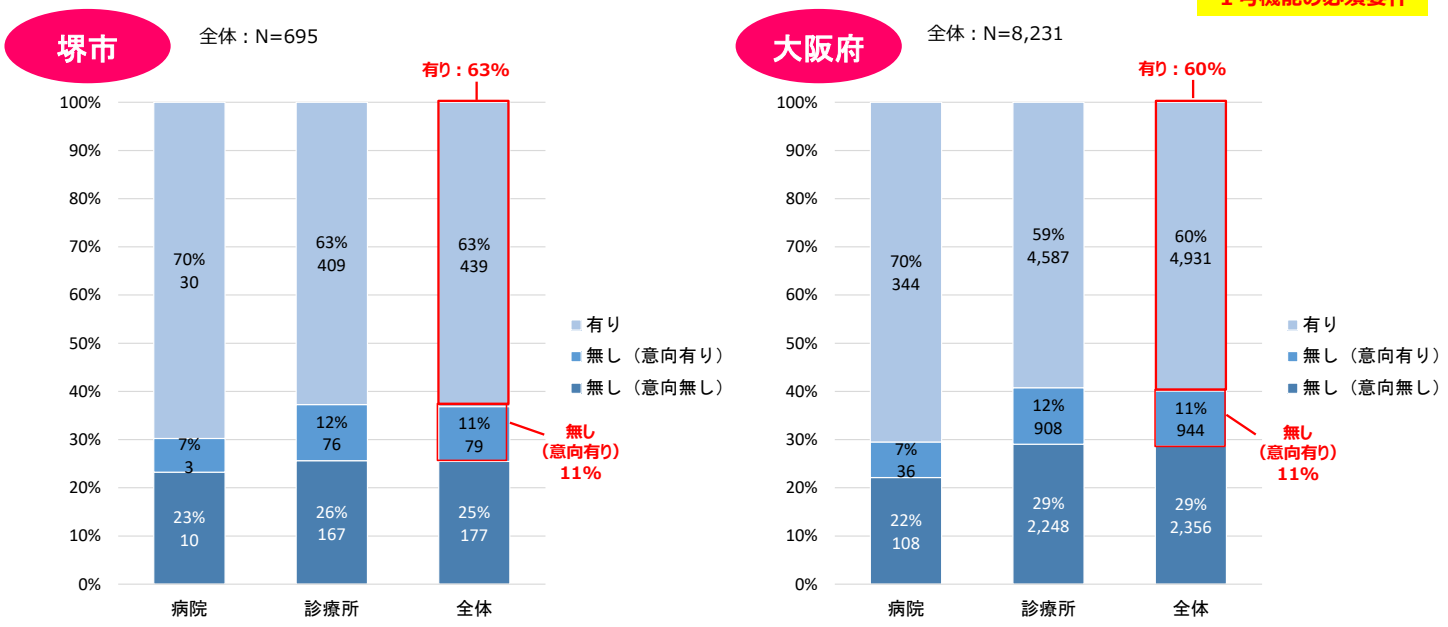
（参考）１号機能が「有り」となる要件（以下をすべて満たす必要あり）
○「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表をしていること
○17の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること
○医療に関する患者からの相談に応じることができること(継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む)

４．令和７年度かかりつけ医機能報告結果【１号機能　日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能 】

○圏域における「有り」の割合は63%、大阪府内における「有り」の割合は60%となっている。

●「具体的な機能」の有無及び「報告事項」の院内掲示による公表 <必須回答>

１号機能の必須要件

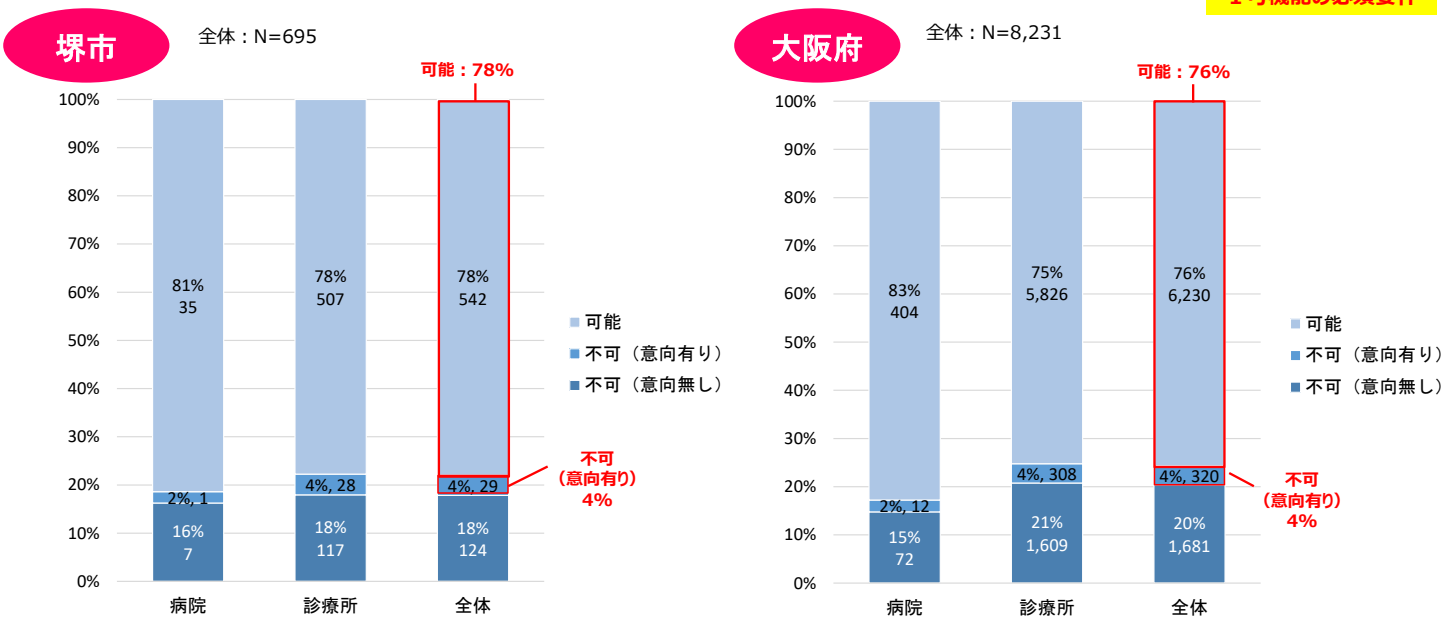


４．令和７年度かかりつけ医機能報告結果【１号機能　日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能 】

○圏域における「可能」の割合は78%、大阪府内における「可能」の割合は76%となっている。

●医療に関する患者からの相談に応じることができること＜必須回答＞

１号機能の必須要件

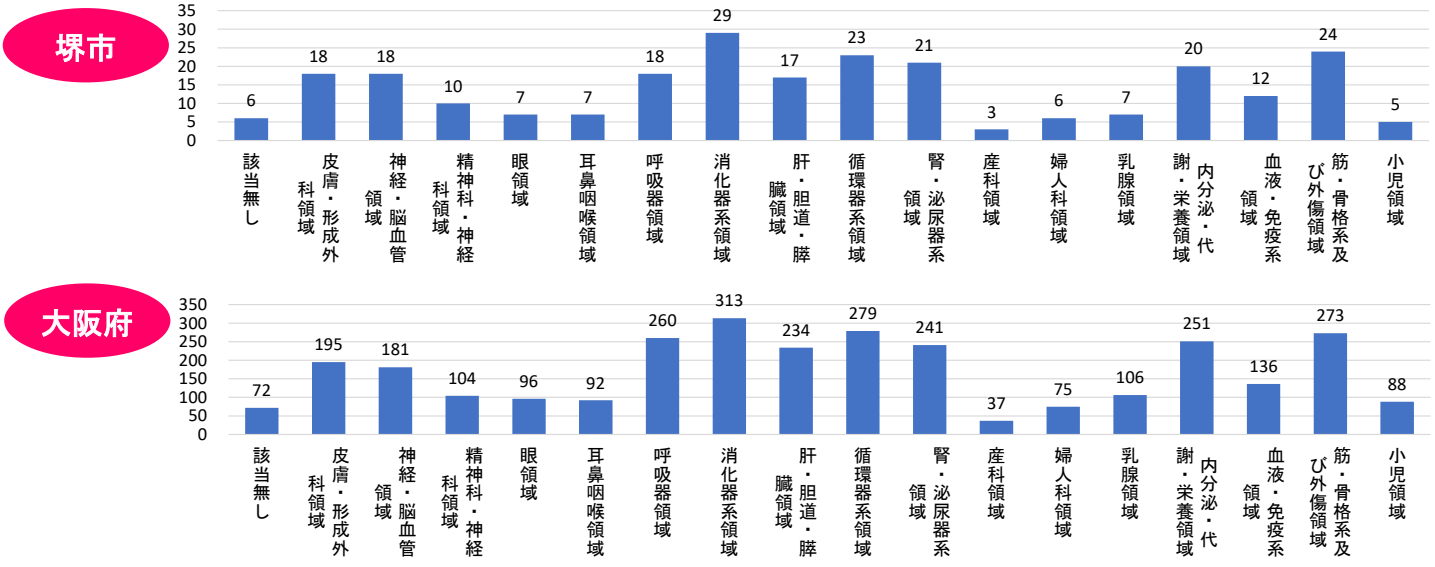


４．令和７年度かかりつけ医機能報告結果【１号機能　日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能 】

○病院の一次診療の対応できる領域について、圏域でも大阪府でも「消化器系領域」が最多となっている。

●一次診療の対応ができる領域＜必須回答,複数選択可＞**【病院】**

１号機能の必須要件



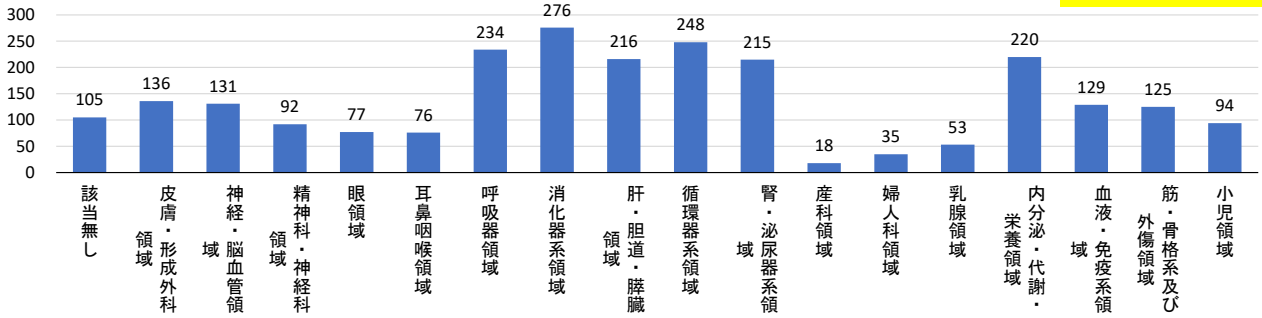
４．令和７年度かかりつけ医機能報告結果【１号機能　日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能 】

○診療所の一次診療の対応できる領域について、圏域でも大阪府でも「消化器系領域」が最多となっている。

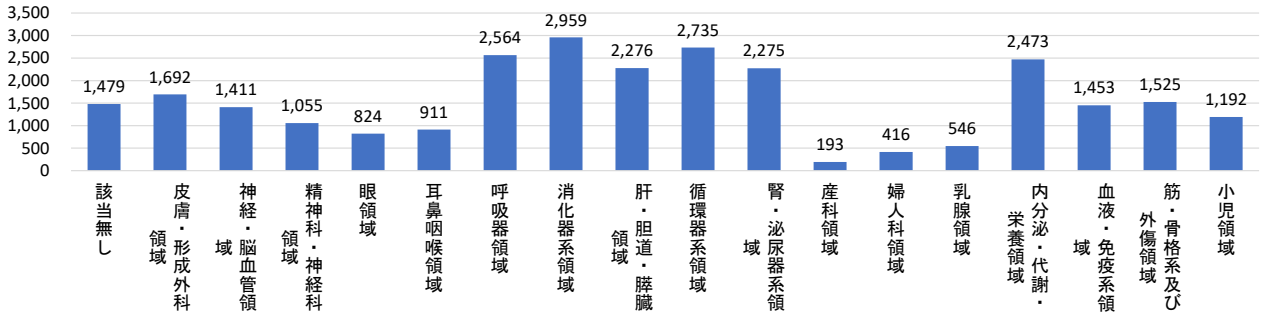
●一次診療の対応ができる領域<必須回答,複数選択可>**【診療所】**

１号機能の必須要件

堺市



大阪府



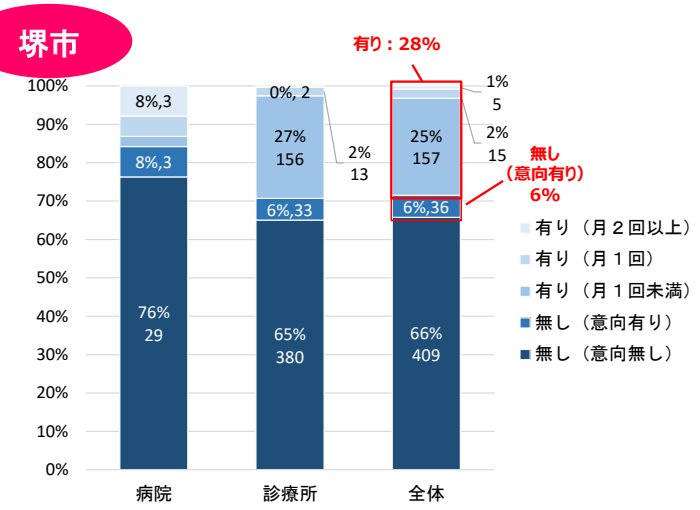
令和７年度かかりつけ医機能報告データ（令和８年６月12日時点）　9

４．令和７年度かかりつけ医機能報告結果【２号機能（通常の診療時間外の診療）】

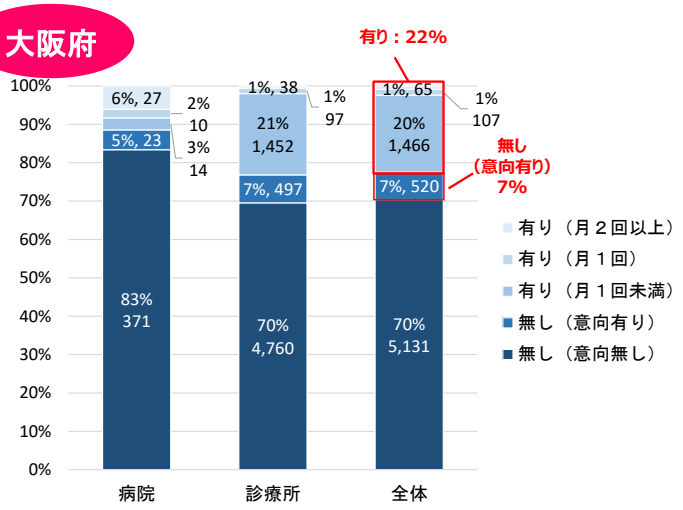
○圏域における「有り」の割合は28%、大阪府内における「有り」の割合は22%となっている。

●休日夜間急患センター等に参加<任意回答>

堺市



大阪府



<「有り」の回答の詳細>

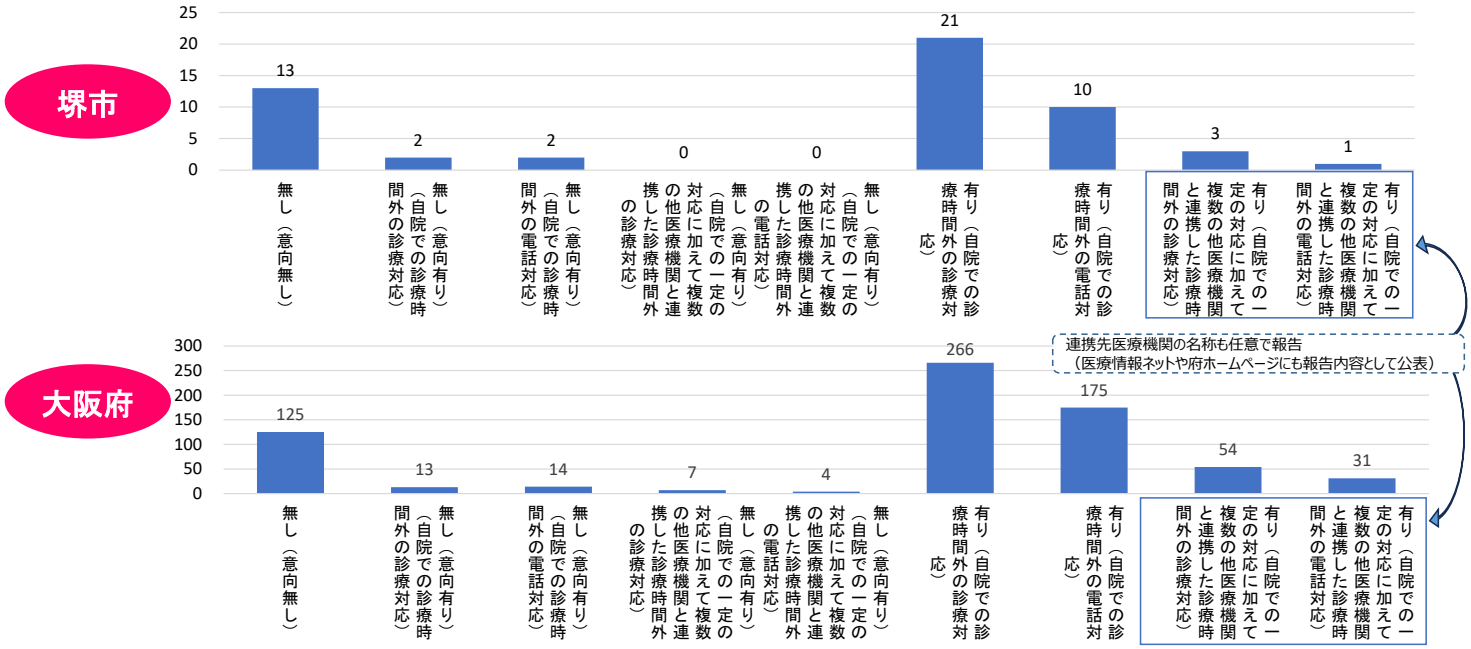
		月１回未満	月１回	月2～３回	月４～５回	月６～９回	月10回以上
堺市	病院	1	2	0	0	1	2
	診療所	156	13	0	1	0	1
	合計	157	15	0	1	1	3
大阪府	病院	14	10	6	3	4	14
	診療所	1,452	97	27	7	1	3
	合計	1,466	107	33	10	5	17

令和７年度かかりつけ医機能報告データ（令和８年６月12日時点）10

４．令和７年度かかりつけ医機能報告結果【２号機能（通常の診療時間外の診療）】

○平日深夜帯における自院での診療時間外対応が「有り」の病院は圏域では35機関、府では526機関。

●自院の外来患者又は家族からの平日深夜帯（概ね**午後10時から明朝6時**）の対応<任意回答,複数選択可>**【病院】**

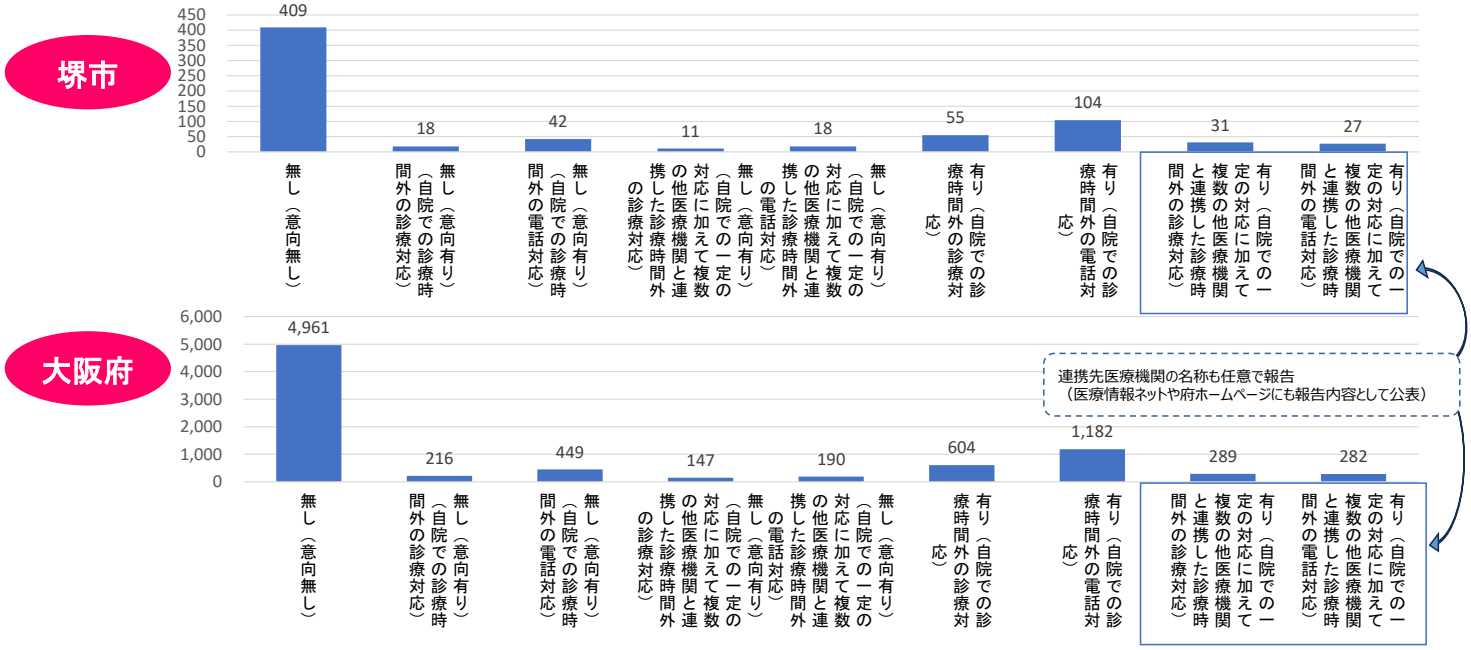


（※別途、平日準夜帯、休日の報告項目あり）

４．令和７年度かかりつけ医機能報告結果【２号機能（通常の診療時間外の診療）】

○平日深夜帯における自院での診療時間外対応が「有り」の診療所は圏域では217機関、府では2,357機関。

●自院の外来患者又は家族からの平日深夜帯（概ね**午後10時から明朝6時**）の対応<任意回答,複数選択可>**【診療所】**

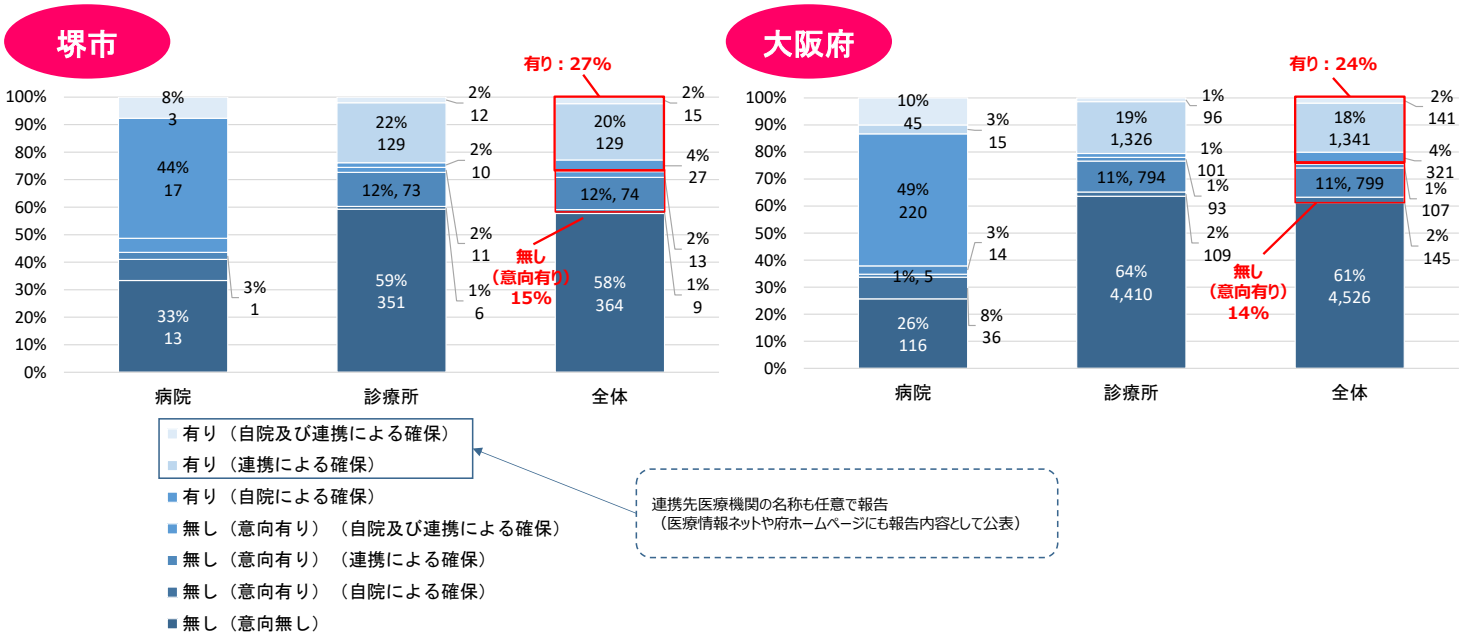


（※別途、平日準夜帯、休日の報告項目あり）

４．令和７年度かかりつけ医機能報告結果【２号機能（入退院時の支援）】

○圏域における「有り」の割合は27%、大阪府内における「有り」の割合は24%となっている。

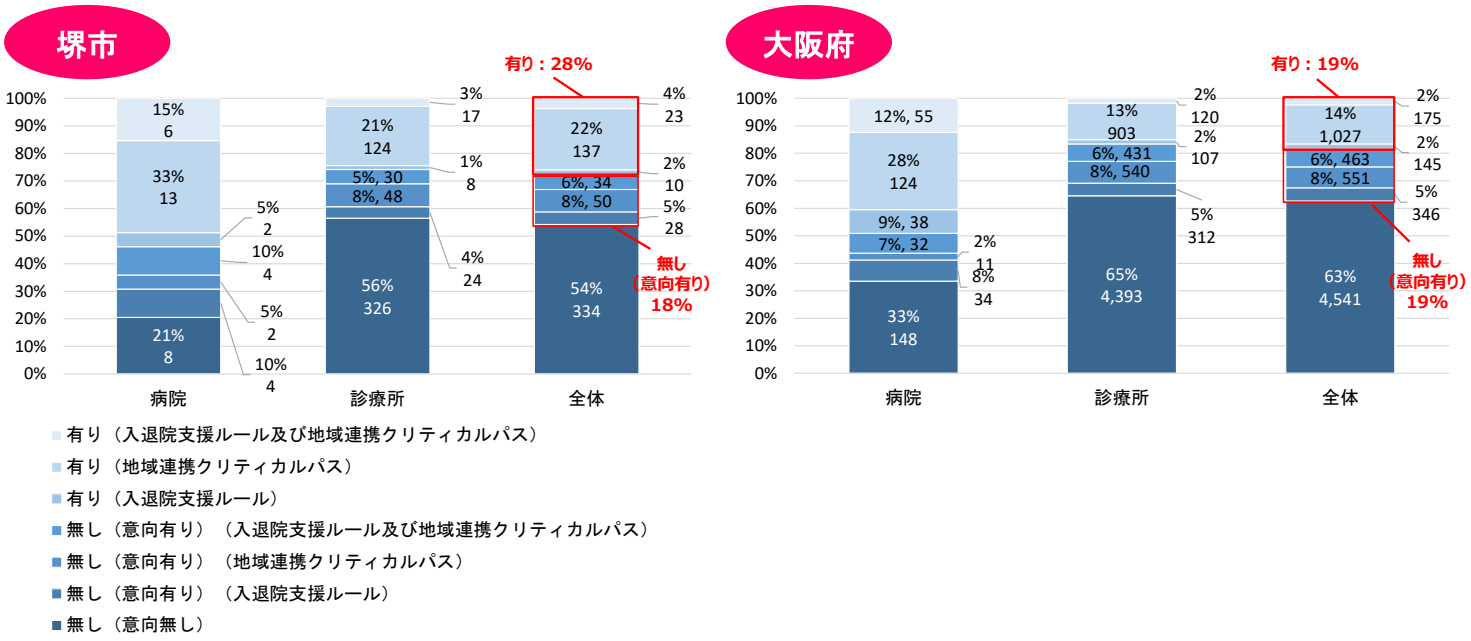
●自院又は連携による後方支援病床の確保 <任意回答>



４．令和７年度かかりつけ医機能報告結果【２号機能（入退院時の支援）】

○圏域における「有り」の割合は28%、大阪府内における「有り」の割合は19%となっている。

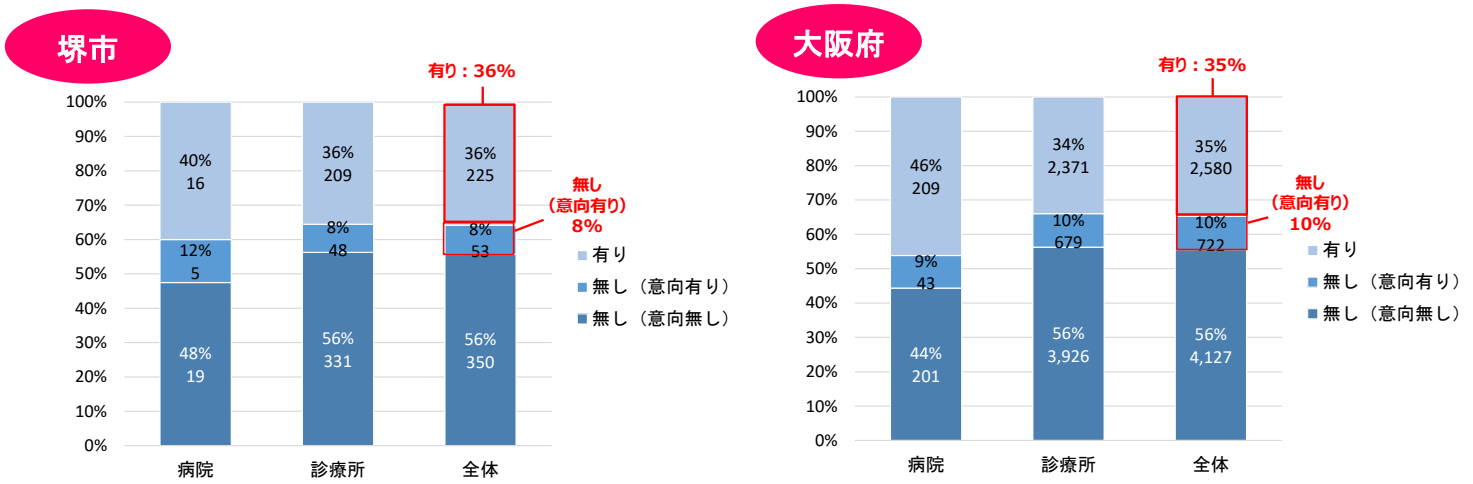
●地域の入退院支援ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況 <任意回答>



４．令和７年度かかりつけ医機能報告結果【２号機能（在宅医療の提供）】

○圏域における「有り」の割合は36%、大阪府内における「有り」の割合は35%となっている。

●訪問診療の実施状況 <任意回答>



＜自院において主治医として管理している在宅患者数＞ （訪問診療「有り」と回答した医療機関のみ報告）

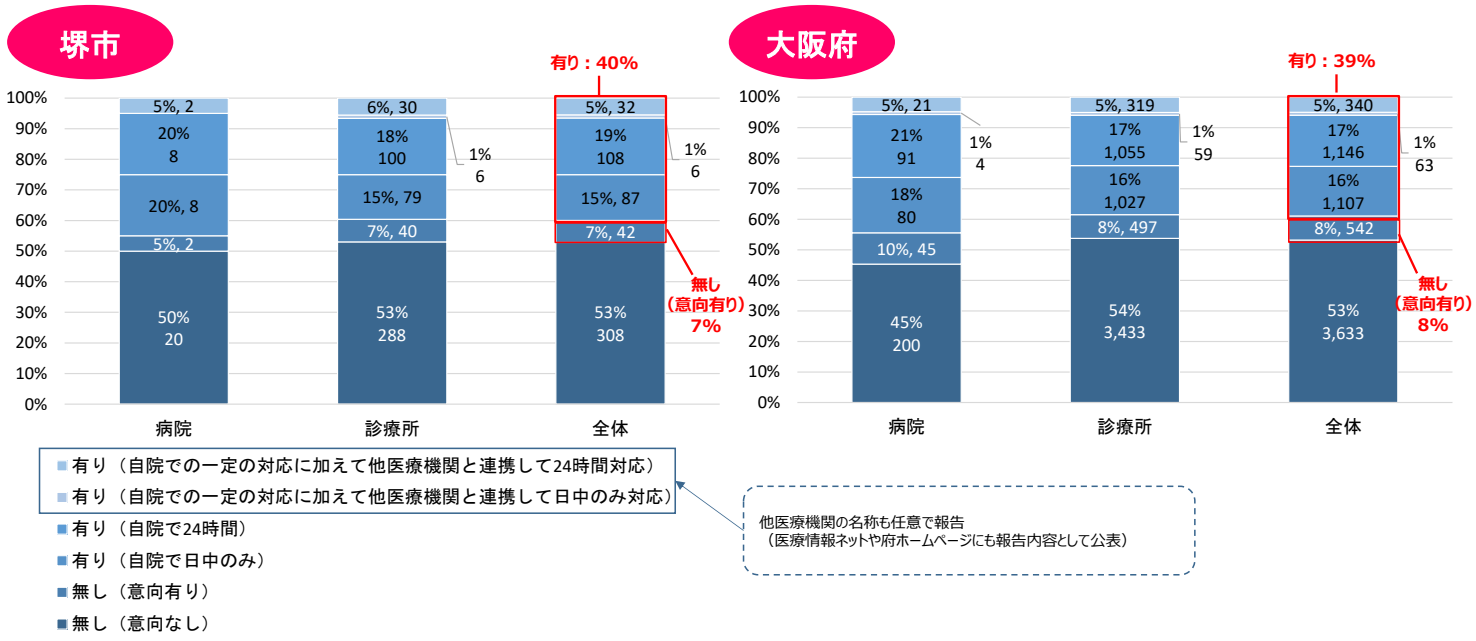
		0人	1~10人	11~30人	31~60人	61~100人	101~150人	151~200人	201~300人	301人以上
堺市	病院	0	2	3	1	3	5	0	1	1
	診療所	17	83	45	18	10	9	2	5	15
	合計	17	85	48	19	13	14	2	6	16
大阪府	病院	5	54	50	32	22	22	7	7	5
	診療所	177	1,050	418	242	141	89	47	46	94
	合計	182	1,104	468	274	163	111	54	53	99

令和７年度かかりつけ医機能報告データ
（令和８年６月12日時点）

４．令和７年度かかりつけ医機能報告結果【２号機能（在宅医療の提供）】

○圏域における「有り」の割合は40%、大阪府内における「有り」の割合は39%となっている。

●在宅患者に対する往診体制の確保状況 <任意回答>

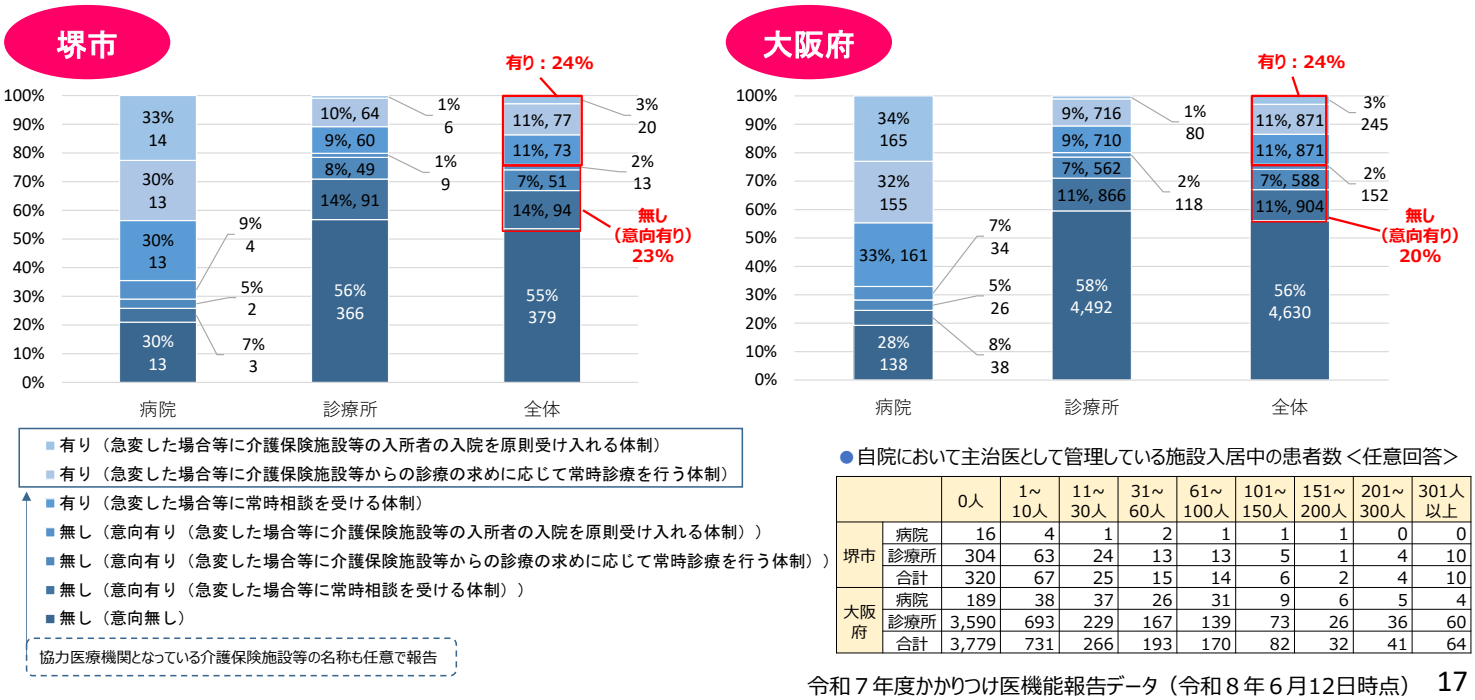


令和７年度かかりつけ医機能報告データ（令和８年６月12日時点）

４．令和７年度かかりつけ医機能報告結果【２号機能（介護サービス等と連携した医療提供）】

○圏域における「有り」の割合は24%、大阪府内における「有り」の割合は24%となっている。

●介護保険施設等における医療の提供体制 <任意回答>



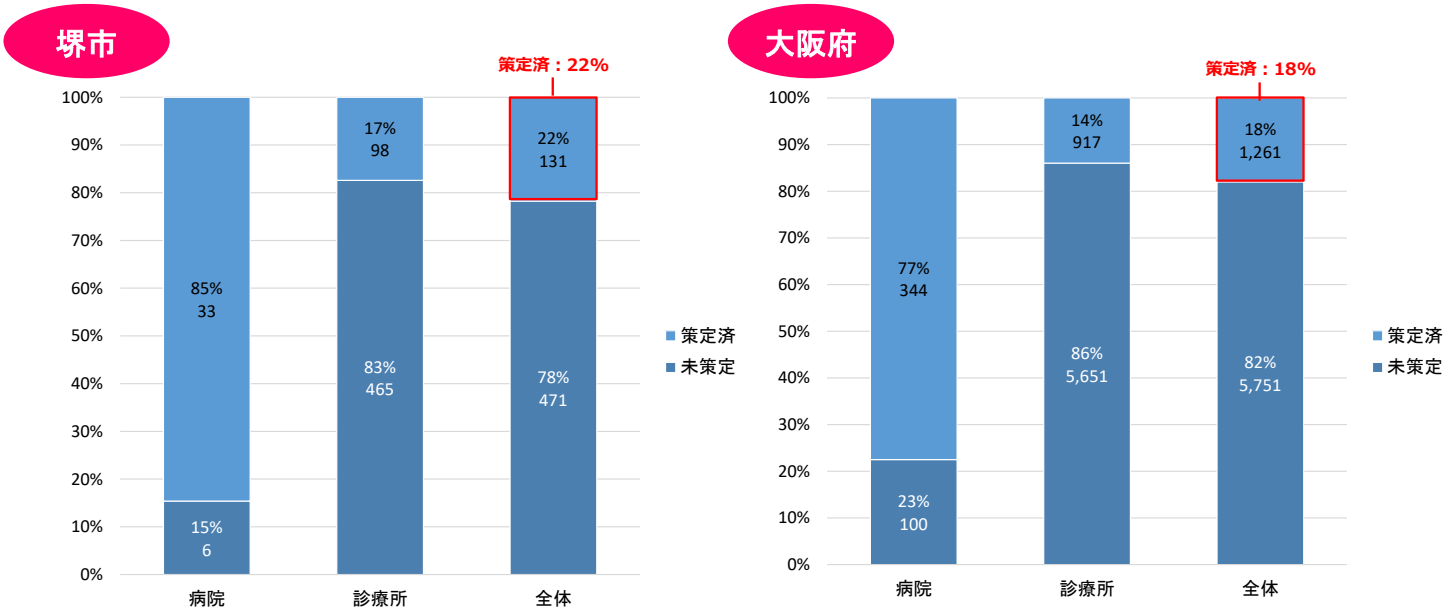
●自院において主治医として管理している施設入居中の患者数 <任意回答>

		0人	1~10人	11~30人	31~60人	61~100人	101~150人	151~200人	201~300人	301人以上
堺市	病院	16	4	1	2	1	1	1	0	0
	診療所	304	63	24	13	13	5	1	4	10
	合計	320	67	25	15	14	6	2	4	10
大阪府	病院	189	38	37	26	31	9	6	5	4
	診療所	3,590	693	229	167	139	73	26	36	60
	合計	3,779	731	266	193	170	82	32	41	64

４．令和７年度かかりつけ医機能報告結果【２号機能（介護サービス等と連携した医療提供）】

○圏域における「策定済」の割合は22%、大阪府内における「策定済」の割合は18%となっている。

●人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン等を踏まえた適切な意思決定支援に関する指針策定の状況 <任意回答>

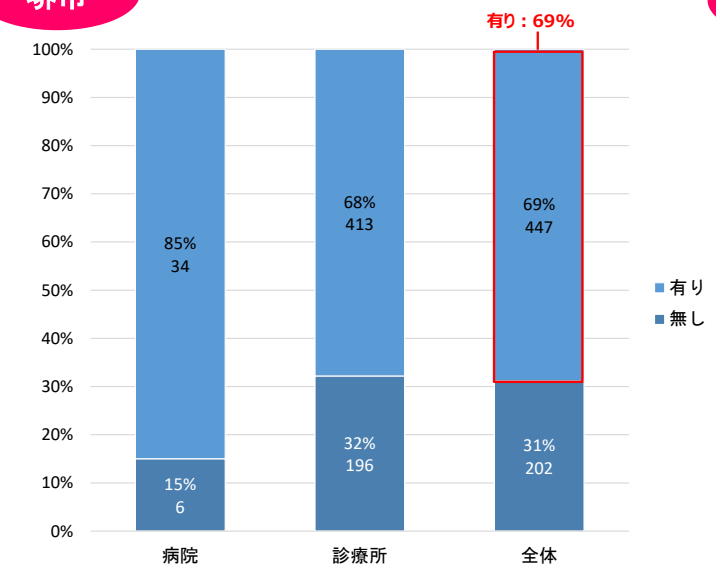


４．令和７年度かかりつけ医機能報告結果【その他（地域医療等）】

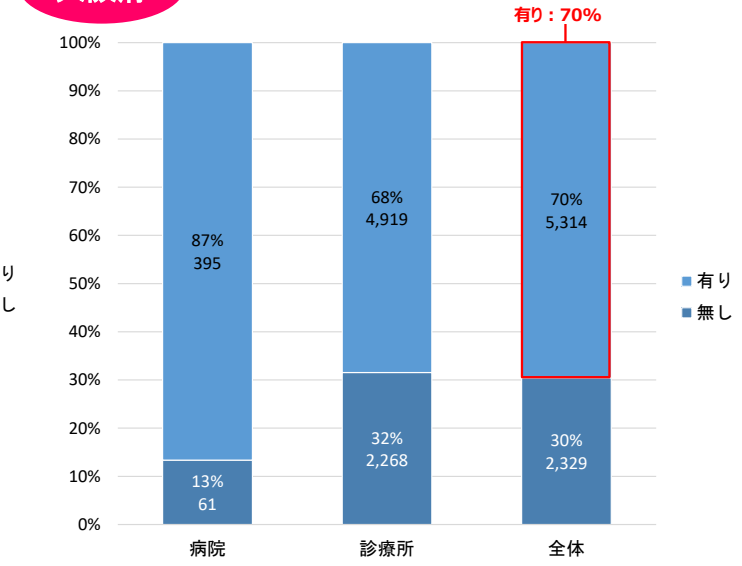
○圏域における「有り」の割合は69%、大阪府内における「有り」の割合は70%となっている。

●定期予防接種の実施状況 <任意回答>

堺市



大阪府

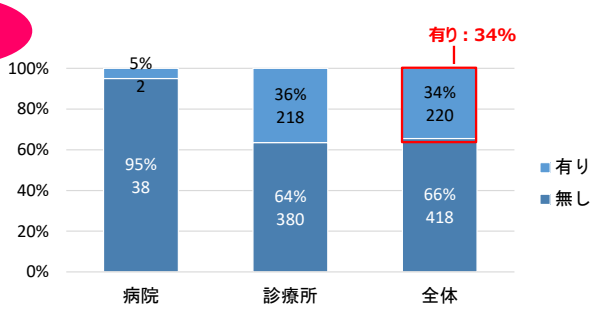


４．令和７年度かかりつけ医機能報告結果【その他（地域医療等）】

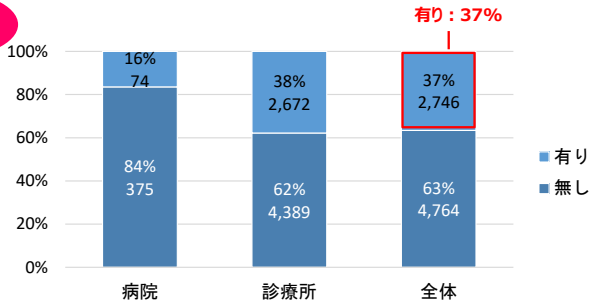
○学校医・園医の実施状況について、圏域における「有り」の割合は34%、大阪府内における「有り」の割合は37%となっている。
○産業医の実施状況について、 圏域における「有り」の割合は25%、大阪府内における「有り」の割合は24%となっている。

●学校医・園医の実施状況 <任意回答>

堺市

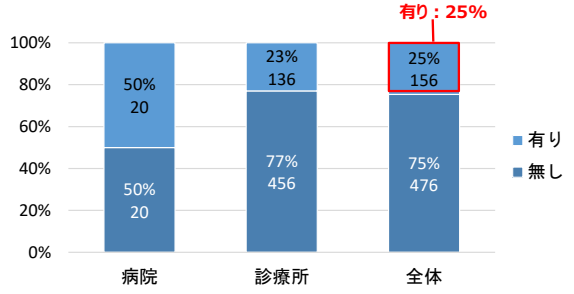


大阪府



●産業医の実施状況 <任意回答>

堺市



大阪府

